

2循第754号
令和3年3月2日

一般社団法人えひめ産業資源循環協会会长様

愛媛県県民環境部長
(公印省略)

愛媛県土砂等の埋立て等による土壤の汚染及び災害の発生の防止に関する
条例施行規則の一部改正について（通知）

本県の環境行政の推進につきましては、平素から格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げ
ます。

愛媛県土砂等の埋立て等による土壤の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則
の一部を改正する規則（令和3年愛媛県規則第3号）が令和3年2月26日に公布され、令
和3年4月1日から施行されますので、お知らせします。

つきましては、貴機関の会員等へ周知いただくとともに、円滑な施行に御協力をお願い
致します。

記

1 改正の趣旨

環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第1項に基づく環境基準について、平成23
年環境省告示第95号、平成26年環境省告示第40号及び平成26年環境省告示第127号によ
り「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」（平成9年環境庁告示第10号）の一部
が改正されており、同様に令和2年環境省告示第44号により「土壤の汚染に係る環境基
準について」（平成3年環境庁告示第46号）の一部が改正され、土壤環境基準項目及び
地下水環境基準項目であるカドミウムの基準値及び測定方法並びにトリクロロエチレン
の基準値が変更されたことを踏まえ、愛媛県土砂等の埋立て等による土壤の汚染及び災
害の発生の防止に関する条例施行規則（平成12年愛媛県規則第36号）別表第1に規定す
る土砂基準及び同規則別表第2に規定する水質基準の基準値及び測定方法を同様に変更
するものです。

2 改正の内容

別紙のとおり

愛媛県県民環境部環境局
循環型社会推進課
産業廃棄物係
TEL 089-912-2358
FAX 089-912-2354

